

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

長身の二人の才能が引き寄せました。「帰ってきたヨッパライ」「あの素晴らしい愛をもう一度」を合作した北山修との出会いは加藤和彦のある雑誌の投稿からでした。「お前は目の前のものを適当に食べるけど、僕は世界で一番おいしいケーキがあるなら、全財産をはたいてもどこへだって飛んで行く」加藤が北山に語った言葉です。音楽の新しい道を切り拓いた加藤。精神科医の道を歩んだ北山。理想を追い求めて逝った友に医師として食い止められなかった無念さを歌にしています。最後のフレーズは「本当にお前は自由になったのかい」。

私の書棚より

○お客から話をわざわざ伺わなくても、お客は常にはっきりと意思表示しているのである。ある商品を買ひ、ある商品は買わないと、行動で示してくれているのだ。
○調査を完全にするためには、なぜそうなっているのか、という背後に隠された事実の確定が必要である。そのためには「なぜ?」「なぜ?」「なぜ?」と三回は、もっと掘り下げて問い続けてみなければならない。

「商業経営の精神と技術」
渥美俊一著 商業界

税務アンテナ

□本人と生計を一にする家族にかかった医療費控除に、令和3年まで適用されるセルフメディケーション税制があります。健康診断や予防接種を受けていることが要件となり、特定の成分が含まれる頭痛薬、風邪薬、胃薬等で年間の薬品購入費の合計額から12,000円を差し引いた金額が医療費控除の適用とされますが、控除限度額は88,000円となります。
これまでの医療費控除はセルフメディケーション税制より範囲が広いものですが、保険金等で補てんされた金額を控除して100,000円か、所得金額の5%のいずれか低い金額が控除限度額となります。なお、医療費控除はセルフメディケーション税制との選択適用になります。

□法人において債権放棄により生じた損失は、法令の規定による整理手続きによらな関係者の協議決定で切り捨てられることになった部分の金額で、合理的な基準により負債整理を定めていれば、貸倒れとして損金の額に算入することになります。
また、この場合の債務者における債務免除は、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合に該当することになり、所得税法の規定により、所得金額の計算上、総収入金額に算入されないこととなります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

12月の税務スケジュール

10日	○ 11月分の源泉所得税の納付
31日	○ 10月決算法人の確定申告 ○ 1年4月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 1年1月、4月、7月決算法人の消費税中間申告(年未年始につき1月6日)

31日	○ 12月決算法人の消費税各種選択届出書提出(休日につき27日)
-----	----------------------------------

今月の贈る言葉『最も大きな危険は勝利の瞬間にある』 by ナポレオン